3　施行日前に離職後の就職の援助（最初に管理運用法人役職員となった後に行われたものに限る。）を受けた法第十七条の二に規定する者に対する新令第八条の規定の適用については、同条第十一号中「後に」とあるのは、「後であって、かつ、年金積立金管理運用独立行政法人法施行令の一部を改正する政令（平成三十年政令第三十四号）の施行の日以後に」とする。

厚生労働大臣　加藤　勝信
内閣総理大臣　安倍　晋三

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成三十年二月二十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第三十五号

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律第百十七号）第二条第二項、第三条第二項、第五条第五項、第二十四条第一項、第二十五条及び第二十八条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令（昭和四十九年政令第二百二号）の一部を次のように改正する。

第一条第四号中「第七条の表第三号」を「第七条の表三の項」に改め、同条第五号中「第七条の表第四号」を「第七条の表四の項」に改め、同条第七号中「第七条の表第三号」を「第七条の表三の項」に改め、同条第八号中「第七条の表第五号」を「第七条の表五の項」に改め、同条第十三号中「第七条の表第九号」を「第七条の表九の項」に改め、同条第二十五号中「第七条の表第十二号」を「第七条の表十二の項」に改め、同条第二十六号中「第七条の表第十三号」を「第七条の表十三の項」に改め、同条に次の二号を加える。

三十三　一・一′―オキシビス（二・三・四・五・六―ペンタブロモベンゼン）（別名デカブロモジフェニルエーテル。第七条の表十七の項において「デカブロモジフェニルエーテル」という。）

第三条に次の一項を加える。

3　法第三条第二項の政令で定める数量は、一トンとする。

第四条に次の一項を加える。

2　法第五条第五項の政令で定める数量は、十トンとする。

第七条の表一の項下欄第二号及び十の項下欄第二号中「充てん料」を「充塡料」に改め、同表十一の項下欄第四号中「半導体（無線機器が三メガヘルツ以上の周波数の電波を送受信することを可能とする化合物半導体を除く。）」を「圧電フィルタ又は半導体」に改め、同項下欄中第十号を第十二号とし、第九号を第十号とし、同号の次に次の一号を加える。

十一　業務用写真フィルム

第七条の表十一の項下欄中第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七　半導体用のレジスト

第七条の表に次のように加える。

十六　ポリ塩化直鎖パラフィン（炭素数が十から十三までのものであって、塩素の含有量が全重量の四十八パーセントを超えるものに限る。）	一　潤滑油、切削油及び作動油 二　生地に防炎性能を与えるための調整添加剤 三　樹脂用又はゴム用の可塑剤 四　塗料（防水性かつ難燃性のものに限る。） 五　接着剤及びシーリング用の充塡料 六　皮革用の加脂剤
十七　デカブロモジフェニルエーテル	一　防炎性能を与えるための処理をした生地 二　生地、樹脂又はゴムに防炎性能を与えるための調整添加剤 三　接着剤及びシーリング用の充塡料 四　防炎性能を与えるための処理をした床敷物 五　防炎性能を与えるための処理をしたカーテン 六　防炎性能を与えるための処理をした旗及びのぼり

第八条及び第九条を削る。

第十条中「次条の表第三号」を「次条の表三の項」に改め、同条を第八条とし、第十一条を第九条とし、第十二条を第十条とし、第十三条を第十一条とする。

附則第三項を次のように改める。

（経過措置）

3　法第二十八条第二項の政令で定める製品は、当分の間、次の表の上欄に掲げる第一種特定化学物質について、同表の下欄に掲げる製品とする。

第一種特定化学物質	製品
ＰＦＯＳ又はその塩	消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤

附　則

この政令は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第七条の表の改正規定　平成三十年十月一日

二　第三条の改正規定及び第四条の改正規定　化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律（平成二十九年法律第五十三号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成三十一年一月一日）

厚生労働大臣　加藤　勝信
経済産業大臣　世耕　弘成
環境大臣　中川　雅治
内閣総理大臣　安倍　晋三

覚せい剤原料を指定する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成三十年二月二十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三